

社会福祉法人の適正な運営について（勧告）

に対する改善策の報告について

令和元年6月20日
社会福祉法人光慧福社会
理事長 小井田善之

令和元年5月16日に御庁より受けた改善措置について、今後、健全な法人運営が行えるように、以下の改善策を実施致しましたので、御報告致します

記

- ①「求める改善措置」2（2）監事監査報告書の内容について
監事監査報告書について、監査報告書とは別に、別紙のとおり、監事の方に、監査の方法及びその内容を詳細に記録頂くように改善致しました。

- ②「求める改善措置」2（3）理事等の印章の保管状況について
各理事等から預かっている印章については、全て御返却し、今後、議事録その他御捺印頂く書類については、その都度、理事等の方々に頂くように改善致しました。

- ③「求める改善措置」2（4）理事会議事録の修正について
議事録に関して、役員の出席状況について実情と相違がある議事録を見直し、議事録の誤った部分を加除訂正致しました。

- ④「求める改善措置」2（5）宏林理事の役員報酬について
宏林理事から御出席頂いていない理事会の役員報酬を返金頂き、法人に戻入する処理を致しました。

- ⑤「求める改善措置」2（6）法人運営が続いていた原因について
法人研修会を役員等の方々にお知らせしていなかった為、各役員等の責任、また社会福祉法人の社会的地位について、周知できていなかった点が間違いでありました。今後は法人研修会のお知らせがあるときは、つとめて参加し、法人運営の向上に努めて参ります。

⑥「求める改善措置」2（7）（6）を踏まえた具体的な改善策等について

理事会及び評議員会において監査指導課からお話を頂き、社会福祉法人の社会的地位、各役員の実任を御認識頂くように致します。そして、具体的な改善策としては、理事1名の交代を別紙のごとく行いました。そして、この改善策を法人ホームページにて公開し、広く閲覧頂けるように致します。また役員等の研修会に参加し社会福祉のより一層の向上に努めます。

⑦「求める改善措置」2（8）について

令和元年6月20日に実施された評議員会において御出席された方々に研修会の実施をお伝えし、役員の実任を御認識頂いたうえで役員改選を行いました。

以上